キレイな家はキレイな街並みをつくります

老朽家屋等の適正管理について

近年、経済事情や高齢単身世帯の増加により、適正に維持管理することが困難、または相続等の問題で空き家になる等の事例により、危険な老朽家屋が増えています。
このことにより、瓦屋根や外壁等が周囲に落下し、人や物に危害を加える危険性が増大しています。

建物等の管理が行き届かないことが原因で事故が発生し、他人に被害を与えた場合は、所有者の責任となります。このようなことにならないように建物を適正に維持管理するか、管理が不可能な場合は解体などの処置をお願いします。

足立区ではこうした事故を未然に防ぐため、建物の所有者等の方に、現在の建物等の状況をお知らせのうえ、危険な状態を解消していただくようお願いしています。

※足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例
（平成23年11月施行）

自分の家を点検してみよう

□ アンテナなど
使わなくなったアンテナなどが壊れて残っている。

□ 窓
ガラスが割れたり、サッシが外れている。開いたままになっている。

□ 樹 木
植木などの繁茂、落ち葉などが掃除されていない。敷地を超えている。

□ 庇（ひさし）
傾いたり、落ちている。

□ ゴミ
ゴミや壊れ物が放置されている。

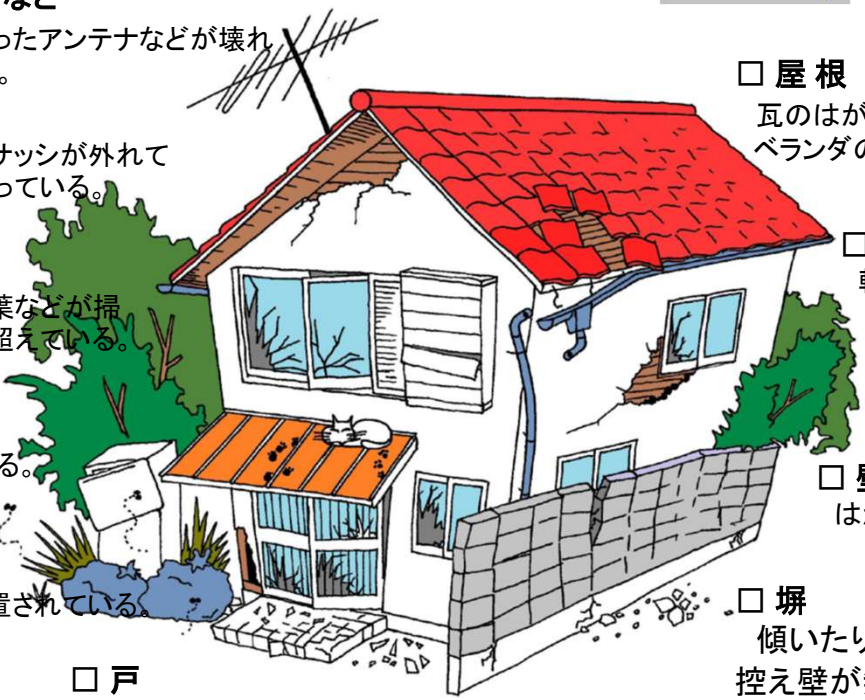

□ 戸
ガラスがわれたり、戸が外れている。

□ 屋 根
瓦のはがれ、トタンのめくれ、ベランダの波板のはがれなどがある。

□ 雨どい
軒先、壁からはずれている。

□ 壁
はがれたり、ひび割れている。

□ 塀
傾いたり、ひびが入っている。
控え壁が無かったり、人より高い塀である。

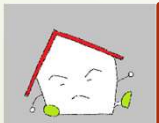

□ なし
引き続き適正に管理しましょう！

□ あり
家が傷まないように早めに補修・改修しましょう！